

＜令和3(2021)年度公募における主な変更点等＞

(1) 「若手研究」の見直し

- 若手研究者が継続的・安定的に研究を遂行できるように、「若手研究」の研究期間を「2～4年間」から「2～5年間」に延伸します。
- 「若手研究」において、39歳以下の博士号未取得者の応募を認める経過措置については、令和2(2020)年度公募をもって終了しました。
- 「若手研究」種目群から「基盤研究」種目群へのスムーズな移行を励行するため、一度「基盤研究」種目群の科研費を受給した者については、「若手研究」への応募を認めないこととします。

(2) 「基盤研究(B)」の見直し

- 「基盤研究(B)」における若手研究者の応募課題を積極的に採択できる仕組みについては、令和2(2020)年度公募をもって終了しました。

(3) 「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」等を踏まえた、競争的研究費制度の改善

- 「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し(バイアウト制度の導入)について」(令和2年5月22日研究振興局、科学技術・学術政策局、研究開発局、高等教育局申し合わせ)を踏まえ、科研費においても令和3(2021)年度から研究代表者及び研究分担者の研究以外の業務の代行に係る経費の支出が可能となります。
- 「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(令和2年2月12日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)を踏まえ、令和2(2020)年4月から、科研費により雇用される若手研究者が一定の条件の下、雇用元の科研費の業務に充てるべき勤務時間において自発的な研究活動等の実施を可能としています。

(4) 学術変革領域研究(A・B)の公募について

- 令和2(2020)年度に創設した学術変革領域研究(A・B)の令和3(2021)年度の公募は、令和2(2020)年11月頃、文部科学省から行うことを予定しています。(なお、新型コロナウイルス感染症の状況により、公募開始時期が変更となる可能性がありますので御承知おきください。)
また、「新学術領域研究(研究領域提案型)」の継続領域(平成30(2018)年度採択領域)の公募研究は、本年9月に文部科学省から公募します。

(5) 審査への協力について

- 一部の研究者に審査負担が偏ることがないように、研究者全体で科研費の審査を支えていくためには、審査委員を引き受けることが研究者の責務であり、学術研究を支えるためにも重要であることを明記しました。

【問合せ先】

＜新学術領域研究（研究領域提案型）及び学術変革領域研究に関する事＞

文部科学省研究振興局学術研究助成課

TEL：03-5253-4111（内線：4094）

＜上記以外の研究種目に関する事＞

独立行政法人日本学術振興会

研究事業部 研究助成企画課

TEL：03-3263-4796

＜その他科研費制度全般に関する事＞

文部科学省研究振興局学術研究助成課

TEL：03-5253-4111（内線：4091）